

八丈町農業委員会

第9回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

令和5年12月22日(金)

八丈町役場大会議室

1. 開催日時：令和5年12月22日(金) 16:00~17:00

2. 場所：八丈町役場大会議室

3. 農業委員出席：14名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	磯崎 正
会長職務代理者	13	伊勢崎 武二	〃	7	浅沼 博之
委員	1	磯崎 典雄	〃	8	浅沼 實
〃	2	奥山 利平	〃	9	菊池 寛
〃	3	加藤 純生	〃	10	菊池 みゆき
〃	4	菊池 勝男	〃	11	金田 可奈利
〃	5	青木 保憲	〃	12	菊池 家司

4. 農業委員欠席：0名

5. 農地利用最適化推進委員出席：7名

委員	1	浅沼 隆章	委員	5	菊池 睦男
〃	2	浅沼 美和子	〃	6	奥山 光洋
〃	3	笹本 守彦	〃	7	金田 秀彦
〃	4	浅沼 幸友			

6. 農地利用最適化推進委員欠席：0名

7. 会議録署名委員の指名：11番 金田 可奈利委員、12番 菊池 家司委員

8. 議事

会議日程

- 1) 会長活動報告
- 2) 事務局長活動報告
- 3) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）
議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）
議案第3号 非農地証明願出書の承認について

9. 出席事務局職員：事務局長 大川 和彦、事務局次長 廣瀬 悠志、事務局 笹本 大祐、
事務局 佐藤 章敬、持丸 條、篠崎 京平、小宮山 優

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：3名

八丈支庁産業課農務担当 課長代理 河村 徹

島しょ農林水産総合センター園芸振興係 課長代理 菊池 知古

島しょ農林水産総合センター主任普及指導員 平塚 徹也

11. 傍聴人：0名

[会議内容]

議長 それでは時間となりましたので第9回総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員ですが、11番委員・12番委員お願いします。

次に会長活動報告を行います。

会長 <会長活動報告>

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 <事務局長活動報告>

議長 それでは議案に移って参ります。

議案第1号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）
上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第1号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の承認につ
いて意見を求める。

令和5年12月22日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、

面積 2,195㎡、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権の設定を受ける者 ●●●●

利用目的 明日葉、期間 10年間、賃借料は無償となります。

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご
覧ください。

【番号1農地説明】

最後に確認事項ですが、番号1の●●●●さんについては、認定農業者ですので全部効率利用・
常時従事については問題ありません。農地については、現在竹などが繁茂し遊休化してしま
いますが、今年度未来に残す東京の農地プロジェクトを利用し、再生後明日葉を栽培していく予定

です。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。
番号1農地について、6番推進委員お願いします。

推委6番 農業委員、事務局と一緒に現地を確認しました。事務局から説明があったように竹林となっておりますが、補助事業を活用して開墾することですので、開墾後は問題なく耕作できるか
と思いますので、よろしくお願いします。

議長 続いて、番号1農地について、3番農業委員お願いします。

農委3番 推進委員、事務局と現地を確認しました。推進委員からの説明どおり、補助事業を活用して開
墾すれば耕作できると思いますし、●●●●さんは精力的に明日葉栽培を行っておりますので、
問題ないかと思われます。よろしくお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、質問や意見等がございますか。
…無いようでしたら第1号議案を承認することにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第1号については承認いたします。

議長 続いて、議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（所
有権移転）を上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の承認につ
いて意見を求める。

令和5年12月22日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、

面積 2,298㎡

所有権を移転する者 ●●●●

所有権の移転を受ける者 ●●●●

利用目的 明日葉

売買価格 260,600円

移転の時期 令和6年1月15日、支払方法 現金支払、支払期限 令和6年1月14日

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご
覧ください。

【番号1農地説明】

最後に確認事項ですが、番号1の●●●●さんは認定農業者ですので全部効率利用、常時従事については問題ありません。農地については、現在竹や草が生えていますが、伐採を行い、明日葉を栽培する予定です。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地について、6番推進委員お願いします。

推委6番 農業委員、事務局と現地を確認しました。少し傾斜のある農地で、事務局から説明があったとおり竹や草が生えていますが、草刈り等すれば問題ないかと思います。よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号1農地について、3番農業委員お願いします。

農委3番 所有権の移転を受ける●●●●さんは明日葉栽培を頑張っている若手農家であり、農地も開墾すれば特に問題なく耕作できるかと思えます。よろしくをお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、質問や意見等はございますか。

農委13番 所有権を移転する●●●●さんは島外に住んでいるのに現金払いとなっていますが、どうやって支払いをするのですか？

事務局 たしかに●●●●さんは島外に住んでおられますが、1月上旬に来島される予定であり、その際に現金支払いをすると聞いています。

議長 他に質問や意見等はございますか。
…無いようでしたら第2号議案を承認することにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第2号については承認といたします。

議長 続いて、議案第3号非農地証明願出書の承認について上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第3号非農地証明願出書の承認について
下記の所有者より非農地証明願出がありましたので、意見を求める。
令和5年12月22日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝
番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 宅地、農振区分 農振内、
面積 1,117㎡
内容は非農地証明願出の提出によるものとなります。

所有者氏名 ●●●●●

非農地の事由としましては、対象地は20年以上前から建物が建設されており、建物以外の部分においては駐車場として使用されている。土地の評価は現況「宅地」扱いで、転用許可申請をしないまま現在に至ってしまっている為、地目変更手続きに至れる様、今回非農地証明の願い出をいたしたい。非農地取扱区分は宅地化20年超えによるものであります。

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

今回の申請地については、農業委員、推進委員、事務局で現地調査を行いました。

番号1農地については、大きな二階建ての家が一軒と平屋建てが二軒建っており、空き地の部分についても駐車場として利用されていたようで、地面も石が多い砂利質です。航空写真等も確認し、建築されてから20年超えのものと確認もとれており、周辺的环境を考えると、今後利用は困難な状況でありますので、非農地としても問題はないと思われます。

以前からお話ししておりますが、宅地化20年超えの非農地案件に関しては、農業委員会総会后、東京都が協議し最終判断は東京都になります。ですので、番号1農地に関しては、本日総会で承認されましたら、東京都へ協議依頼をかけますことご了承ください。

それでは、ご意見をよろしくお願いたします。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地について、6番推進委員お願いします。

推委6番 今回の農地は登記簿上は畑となっておりますが、事務局から説明があったとおり、家も建っていて、今後畑として使用するの難しいと思うので、非農地として処理しても致し方ないかと思われます。よろしくお願いたします。

議長 続いて、番号1農地について、3番農業委員お願いします。

農委3番 推進委員、事務局と現地を確認しました。推進委員、事務局から説明があったとおり、家も建設されていて、畑としての利用は困難かと思われますので、非農地としても仕方ないかと思われます。よろしくお願いたします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等はございますか。…無いようでしたら第3号議案について非農地証明といたしますことにご異議ございませんか。《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第3号については非農地証明いたしますことを決定します。